

令和 9 年度 岡崎市予算編成方針

基 本 方 針

1 国の動向

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2026」において、「名目GDPは4%超増加し、実質GDPもプラス成長となるなど、民間主導の好循環が生まれつつある」とする一方、「中東情勢などの海外リスクや少子化・人口減少といった国内課題がなお残っており、成長型経済への移行には更なる取組が必要である」としています。

一方で、消費税率の減税に伴う地方の減収補填や、補正予算に依存せず恒常的な施策を当初予算に計上する動きなど、国の財政運営にはなお不透明な要素が残っています。

このため、予算編成に当たっては、国の経済・財政動向を慎重に見極め、本市への影響を適切に踏まえていく必要があります。

2 本市の財政状況と今後の見通し

令和7年度決算では、一般会計の実質収支は黒字を確保しました。しかし、黒字であっても、財政調整基金の取崩に頼る状況が続いており、日々の財政運営に十分な余裕があるとはいえません。財政調整基金は、令和6年度末に約91億円まで減少し、14年ぶりに100億円を下回りましたが、令和7年度末には約105億円まで回復しました。100億円を超える水準に戻ったことは改善といえますが、財政調整基金は、災害や景気の変動に備えるだけでなく、毎年度の予算編成を安定して組むための重要な財源です。今後も一定の残高を確保しながら、安定した財政運営を続ける必要があります。

また、経常収支比率は高い水準で推移しており、人件費、扶助費、物件費等、毎年度必要となる経費が増えています。これにより、自由に使える財源は限られています。加えて、公共施設の老朽化対策、道路等のインフラの長寿命化・強靱化、物価高騰への対応、脱炭素社会の実現、行政のデジタル化推進等、今後も多くの財政需要が見込まれます。

歳入面では、市税収入に一定の増加が期待されるものの、物価や金利の動向、国際情勢の不透明さ、企業収益の変動等の影響を受けやすく、安定して大きな増収を見込むことは難しい状況です。

このため、令和9年度予算編成においても、厳しい財政状況を前提に、歳入・歳出の両面から見直しを行い、将来にわたって持続可能な財政運営を確保する必要があります。

3 予算編成の基本的な考え方

令和9年度は、第7次総合計画に掲げる将来都市像の実現に向け、少子高齢化への対応、子育て支援、教育環境の充実、健康・福祉の増進、防災・減災対策、産業振興、地域経済の活性化、脱炭素社会の形成、デジタル社会への対応等、本市が直面する重要課題に計画的かつ着実に取り組む必要があります。

特に、子育て支援の充実については、子ども医療費助成の高校生世代への拡大を実施するとともに、公立小学校の給食費無償化を継続し、子育て世帯の負担軽減と子どもたちの健やかな成長を支援していく必要があります。

また、東岡崎駅周辺整備や工業団地関連道路整備を始めとする大型事業については、進捗管理と財源確保を徹底し、将来の財政負担を十分に見据えながら、着実に進めていく必要があります。

さらに、物価高騰、人材不足、資材価格の高止まり、働き方改革、生成AIを含むデジタル技術の進展等、社会経済情勢は急速に変化しています。こうした変化に遅れることなく、必要な行政サービスを維持・向上させることが求められます。

こうした中、令和9年度予算編成においては、財政調整基金の過度な取崩に頼らず、歳入規模に見合った「身の丈にあった歳出」とすることを基本とします。その上で、将来に必要な財源を確保しながら、限られた財源を効果的に配分するため、引き続き予算要求基準を設定します。

予算要求基準は、単に予算を抑えるための仕組みではありません。人件費、扶助費、物件費等、すでに必要となっている経費が増える中で、新たな行政需要への対応や、まちづくり、公共施設の老朽化対策等の投資的事業に必要な財源を確保するための、いわば「限られた財源を、より必要な事業に振り向けるための仕組み」です。

限られた財源の中で、すべての要望に同時に応えることはできません。だからこそ、各部局がそれぞれの事業の必要性や効果を改めて見直し、優先度の高い事業に重点的に配分することが重要になります。

各部局においては、前例にとらわれず、ゼロベースで事務事業を見直し、真に必要な事業への重点化を徹底するとともに、廃止、縮小、統合を含めた事業の再構築を進めるものとします。

また、各部局長の強いマネジメントの下、行政サービスの全体最適化を図りながら、限られた財源を真に効果の高い事業へ配分し、持続可能で実効性のある予算編成を行うこととします。

(1) 歳入

ア 国庫支出金については、国の制度改正や予算編成の動向等を十分に踏まえ、国の補正予算も見据え、その積極的な活用を前提とすること。

- イ 国・県の補助事業だけでなく、その他の助成制度や交付金等についても幅広く情報収集を行い、特定財源の確保に努めること。
- ウ 企業版ふるさと納税、クラウドファンディング、ネーミングライツ、公民連携による資金調達等、多様な財源確保策の活用を推進すること。
- エ 市有資産の有効活用については、貸付、売却、広告事業等を含め、積極的に検討すること。
- オ 受益と負担の適正化の観点から、使用料、手数料、負担金等の見直しを継続的に進めること。
- カ 金額の多寡にかかわらず、確実に見込める歳入は漏れなく予算に計上すること。

(2) 歳出

- ア 人件費、扶助費、物件費等、毎年度必要となる経費が増える中、限られた財源を効果的に使うため、市民ニーズ、事業効果、他事業との比較を踏まえ、真に必要な事業を見極めること。
- イ 既存事業については、総合計画への貢献度、事務事業評価における施策への寄与、事業の優先度を総合的に勘案し、成果を重視したPDCAマネジメントを徹底すること。
- ウ 新規・拡充事業については、国・県補助金等の特定財源の確保を前提とし、あわせて既存事業の廃止・縮小・統合により、必要な一般財源を確保すること。
- エ 民間活力の活用、公民連携、包括的業務委託、指定管理者制度等を適切に検討し、効率化と行政サービスの向上を両立させること。
- オ デジタル技術を最大限活用し、ペーパーレス化、電子申請、オンライン会議、生成AI活用等により、経費削減と事務の効率化を進めること。
- カ 補助制度については、公益性、効果性、必要性、公平性、適格性を総合的に勘案し、対象者、補助率、限度額、終期等の見直しを検討すること。
- キ 外部委託に当たっては、専門性、効率性、費用対効果、行政サービスの維持向上を十分に検証した上で実施すること。
- ク 公共施設の修繕については、点検結果を踏まえ、計画的に実施するとともに、安全性の確保と施設機能の維持に必要な経費を適切に計上すること。
- ケ 直近の決算状況を踏まえ、多額の不用額が生じないように、過大な見積もりや進捗管理不足を改め、精度の高い予算見積りを行うこと。
- コ 新たな施策を実施する場合は、既存事業の見直しや削減を前提とし、スクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。

(3) その他

ア 当初予算は通年予算を基本とし、補正予算は、制度改正、国庫補助金等の追加配分、災害対応や緊急的な財政需要等、真にやむを得ないものに限ること。

イ 特別会計については、独立採算制の理念に基づき、事業運営の合理化、自主財源の確保、受益者負担の適正化に努め、一般会計への安易な依存を避けること。

予 算 編 成 方 法

予算編成は、次の区分により予算要求するものとする。なお、予算要求基準は、一般財源ベースであり、これまでの予算要求枠、いわゆる「枠配分額」と異なり、予め各部に一般財源を確約するものではない。

1 経常業務・臨時業務

予算要求基準

経常業務・臨時業務全体で、部単位で必要な予算を精査の上、事業の優先順位付けを行い、令和8年度の当初予算額（令和8年度に完了する経費、令和8年度予算編成において懸案事項として認めた経費のうち継続性のないもの等に係る一般財源を除く。）の95%を上限として、予算要求すること。

なお、令和9年度の財政計画では、令和8年度の当初予算額（令和8年度に完了する経費、懸案事項として認めた経費のうち継続性のないもの等に係る一般財源を除く。）と比較し、経常業務・臨時業務全体で前年度対比85%程度の計画額としている。

2 未来投資計画事業

- (1) 未来投資計画事業として認定された事業に対して、全体で20億円とする。
- (2) 各事業について、国・県の補助金等の特定財源の確保を図るとともに、民間等の資金やノウハウを活用することによる効率的かつ効果的な事業計画とすることに努めるなど、必ず企画課と調整の上、予算要求すること。

3 扶助費等

(1) 扶助費

扶助費全体で、令和9年度の財政計画における各課等の計画額の99%を目安とする。

対象人数、伸び率、単価等を的確に把握し、予算要求すること。

国・県の補助金等を伴うものについては、制度改正の動向、他都市の状況を調査し、給付の適正化を積極的に行うこと。

市単独のもの（国・県制度への上乗せを含む。）については、制度そのものの継続の合理性について検証を重ねた上で、自己負担額や支給基準等の見直し等を積極的に検討すること。

(2) 公債費

市債償還計画等に基づき予算要求すること。